

愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第2388号

平成24年7月24日火曜日 第2388号

\Diamond	目	次	<
	告	示	

告 示

○愛媛県告示第946号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に 基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年7月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 届出の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)マックスバリュ西条大町店 西条市大町322-1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社

広島県広島市南区段原南一丁目3番52号

代表取締役 岩本 隆雄

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社

広島県広島市南区段原南一丁目 3 番52号 代表取締役 岩本 隆雄

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年3月10日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,043,66平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

74台

イ 駐輪場の収容台数

90台

ウ 荷さばき施設の面積 66平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量 20立方メートル

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉 店時刻

開店時刻 午前7時 閉店時刻 午前0時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時30分から午前0時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数 2 箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日

平成24年7月9日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第947号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則(昭和39年愛媛県規則第42号) 第5条第6項の規定により告示する。

平成24年7月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定	売	IJ	≥	ば	ਣੇ	人			変	更	1		項	変更許可
番号	住	所			氏名?	又は名	3 称		新			I	日	年月日
宇第 号	宇和島市並松 2 -	丁目1-3	80	一般社会	団法人	宇和島	交通安全協	会長	豐		会長 上田	哲芳		平成24年 5 月26日

○愛媛県告示第948号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則(昭和39年愛媛県規則第42号) 第5条第6項の規定により告示する。

平成24年7月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定	売	IJ	ਣੇ	ば	ŧ	人		变	更	Į		項	変更許可
番号	住	所			氏名》	又は名称		新			-	B	年月日
八第 28号	八幡浜市北浜 1	- 1 - 1		八幡浜理事長		生活協同組合 光徳	理事長河野	ē 光徳		理事長 宮岡	昭彰		平成24年 6月29日

平成24年 7 月24日 発行 658